

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料について、夫の記録は納付済みで私は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入手続が行われた昭和51年度以降、現在に至るまで国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間とその前後において、生活環境や経済状況に変化はなかった。申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録で夫婦の収納年月日が確認できる平成5年4月以降、申立人の夫が資格喪失する前月の7年8月までの間、夫婦の保険料収納日は一致していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

このほか、申立期間について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人が、申立人の夫の保険料を納付しているにもかかわらず、自身の保険料を納付しなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鳥取厚生年金 事案554

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月21日から同年9月24日まで
② 昭和60年12月28日から61年1月6日まで

昭和60年4月5日から61年3月31日まで、A事務所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

Bセンター（A事務所の上級機関）は、「現存する資料によれば、非常勤職員の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失については、人事異動通知書に基づいて手続されていることが確認（オンライン記録と一致）できることから、申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失手続についても同様であったと思われる。また、厚生年金保険料を徴収する必要のない期間について、給与から保険料を控除していたとは考えられない。」と回答している。

また、当時の同僚及び申立期間前後に勤務していた同僚は、「たびたび資格が切れることが職員の間で話題となったことを覚えている。」、「年末・年始（正月休みの間）は保険が切れるので、1か月間だけ国民年金保険料を支払っていた。」とそれぞれ供述している。

さらに、A事務所の「健康保険厚生年金保険被保険者原票」（以下「被保険者原票」という。）によれば、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、同日又は数日後には健康保険被保険者証を返納し、資格取得時には、別の番号により被保険者証を交付されていることが確認できる。

また、上記同僚も、被保険者原票によれば、申立期間①及び②において、申立

人と同一の被保険者記録となっている上、申立人と同様に健康保険被保険者証を返納し、交付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。